

利用者負担説明書

介護老人保健施設ノアをご利用される利用者のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる**通常1割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険及び介護予防の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険及び介護予防給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防のサービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション**は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス及び介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス及び介護予防サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス及び介護予防サービス計画に記載されているか、ないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕に作成依頼することもできます。

詳しくは、担当者にご相談ください。

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

1) 施設サービス費 / 1日

従来型個室（一般棟個室）	多床室（一般棟4床・認知症専門棟）
・要介護1 717円	・要介護1 793円
・要介護2 763円	・要介護2 843円
・要介護3 828円	・要介護3 908円
・要介護4 883円	・要介護4 961円
・要介護5 932円	・要介護5 1,012円

*夜勤職員配置加算、上記施設サービス費に1日につき24円加算されます。

*短期集中リハビリテーション実施加算、入所後3ヶ月以内実施時のみ258円または200円加算されます。

*2階認知症専門棟に入所の場合は、1日につき76円加算されます。

*若年性認知症入所者受入加算、2階認知症専門棟に入所し若年性認知症の診断のある方について、1日につき120円加算されます。

*外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。

または外泊時に施設の在宅サービスを利用した場合、6日限度として、1日につき800円となります。

*ターミナルケア加算、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき72円加算。

死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき160円加算。死亡日以前2～3日までについては、1日につき910円加算。死亡日については、1日につき1,900円加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

*初期加算、入所後30日間に限って、上記施設サービス費に1日につき30円加算されます。

*ご利用者が入院し、以前より栄養管理（経管栄養や嚥下調整食）が必要な場合、200円加算されます。

*入所前からご利用の自宅を訪問し、退所を念頭においた施設サービス計画を行った場合、450円加算されます。

*退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

① 試行的な退所時にご家族様に退所後の療養指導を行った場合 400円

② 退所後、利用者の主治医、または、社会福祉施設等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合 250円

③ ご自宅へ退所されるにあたり、利用者が希望される居宅支援事業者に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供し、かつ、居宅支援事業者と連携し退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 400円

④ ①②③のほか、退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合 300円

*経口移行加算、現に経管より食事を摂取している方が、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を管理栄養士又は栄養士が行った場合には、上記の施設サービス費に1日につき28円加算されます。

*経口維持加算、(I) 経口により食事を摂取する方で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方は、6か月以内期間に上記施設サービス費に1月につき400円加算されます。

*療養食加算、上記施設サービス費に1食につき6円加算されます。

ただし、疾病治療の直接手段として、栄養量及び内容を有する特別な場合に限りま。

*所定疾患施設療養費として、肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎の入所者に対し、投薬・検査・注射処置を行った場合、7日を限度として、1日につき239円加算されます。

- *認知症行動・心理症状がみとめられ、在宅での生活が困難で、緊急に入所が必要と判断された場合、7日を限度として、1日につき200円加算されます。
- *栄養マネジメント強化加算として、1日につき11円加算されます。
- *排せつ支援加算として、1月につき10円加算されます。
- *褥瘡マネジメント加算として、1月につき3円または褥瘡発生リスクがあり、褥瘡の発生がない場合は13円加算されます。
- *科学的介護推進体制加算として、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症状などの基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に1月につき60円加算されます。
- *安全対策体制加算として、入所初日に限り20円加算されます。
- *サービス提供体制強化加算、上記施設サービス費に1日につき22円加算されます。
- *介護職員等処遇改善加算、上記介護保険1割負担額に所定単位数に7.5%加算されます。

2 利用料

- ① 食費／1日 1, 445円
 この自己負担額は、1食ではなく1日当たりで設定されています。
 (ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
 ・第1段階 300円／日 ・第2段階 390円／日
 ・第3段階① 650円／日 ・第3段階② 1, 360円
- ② 居住費／1日
 従来型個室(一般棟個室) 1, 728円・多床室(一般棟4床・認知症専門棟) 437円
 (ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
 従来型個室(一般棟個室)
 ・第1段階 550円／日 ・第2段階 550円／日 ・第3段階 1, 370円／日
 多床室(一般棟4床・認知症専門棟)
 ・第1段階 0円／日 ・第2段階 430円／日 ・第3段階 430円／日
- ③ 日常生活品費／1日 200円
 石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただき、お支払いいただきます。
- ④ 理美容代 (第1水曜日・第2または3月曜日・第4木曜日) 1, 500円
(400円で顔剃りも出来ます)
 理美容をご利用の場合には、前日までにお申込みと料金のお支払いをしていただきます。
- ⑤ 特別な室料／1日 1, 130円
 個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室をご利用の場合は外泊時にも室料をいただくこととなります(冷暖房・洗面所・トイレ・テレビ完備)。
- ⑥ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
 外食等に参加した場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 健康管理費 実費相当額
 インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 私物の洗濯代 /1回 350円
 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑨ テレビ代 /1日 150円
 ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

B 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額／1日

- ① **短期入所療養介護**の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

従来型個室（一般棟個室）		多床室（一般棟4床・認知症専門棟）	
・要介護1	753円	・要介護1	830円
・要介護2	801円	・要介護2	880円
・要介護3	864円	・要介護3	944円
・要介護4	918円	・要介護4	997円
・要介護5	971円	・要介護5	1,052円

*夜勤職員配置加算、上記施設サービス費に1日24円加算されます。

*個別リハビリ実施加算、個別にリハビリを行うこととなっている場合は上記施設サービス費に240円加算されます。

*療養食加算、上記施設サービス費に1食につき8円加算されます。

但し、疾病治療の直接手段として、栄養量及び内容を有する特別な場合に限ります。

*サービス提供体制強化加算、上記施設サービス費に1日22円加算されます。

*介護職員等処遇改善加算、上記介護保険1割負担額に所定単位数に7.5%加算されます。

*認知症専門棟に入所の場合は上記施設サービス費に1日につき76円加算されます。

*若年性認知症利用者受入加算、2階認知症専門棟に入所し若年性認知症の診断のある方について、1日につき120円加算されます。

*入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

*認知症行動・心理症状がみとめられ、在宅での生活が困難で、緊急に短期入所療養介護が必要と判断された場合、7日を限度として、1日につき200円加算されます。

*利用者や家族の事情により、緊急に短期入所療養介護が必要であると介護支援専門員が認めた場合、7日を限度として、1日につき90円加算されます。

*医学的管理かつ療養上必要な処置を行った場合、重度療養管理加算として、1日につき120円加算されます。

- ② **介護予防短期入所療養介護**の自己負担額（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

従来型個室（一般棟個室）		多床室（一般棟4床・認知症専門棟）	
・要支援1	579円	・要支援1	613円
・要支援2	726円	・要支援2	774円

*夜間職員配置加算、上記施設サービス費に1日24円加算されます。

*個別リハビリ実施加算、個別にリハビリを行うこととなっている場合は上記施設サービス費に240円加算されます。

*療養食加算、上記施設サービス費に1食につき8円加算されます。

但し、疾病治療の直接手段として、栄養量及び内容を有する特別な場合に限ります。

*若年性認知症利用者受入加算、2階認知症専門棟に入所し若年性認知症の診断のある方について、1日につき120円加算されます。

*サービス提供体制強化加算、上記施設サービス費に1日につき22円加算されます。

*介護職員等処遇改善加算、上記介護保険1割負担額に所定単位数に7.5%加算されます。

*入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

*認知症行動・心理症状がみとめられ、在宅での生活が困難で、緊急に短期入所療養介護が必要と判断された場合、7日を限度として、1日につき200円加算されます。

2 利用料

- ① 食費／1日 1,445円
(・朝食 320円 ・昼食 595円 ・夕食 530円)
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
・第1段階 300円/日 ・第2段階 600円/日
・第3段階① 1,000円/日 ・第3段階② 1,300円/日
- ② 滞在費／1日
従来型個室(一般棟個室) 1,728円・多床室(一般棟4床・認知症専門棟) 437円
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
従来型個室(一般棟個室)
・第1段階 550円/日 ・第2段階 550円/日 ・第3段階 1,370円/日
多床室(一般棟4床・認知症専門棟)
・第1段階 0円/日 ・第2段階 430円/日 ・第3段階 430円/日
- ③ 日常生活品費／1日 200円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただき、お支払いいただきます。
- ④ 理美容代(第1水曜日・第2または3月曜日・第4木曜日) 1,500円
(400円で顔剃りも出来ます)
理美容をご利用の場合には、前日までにお申込みと料金のお支払いをしていただきます。
- ⑤ 特別な室料／日 1,130円
個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。(冷暖房・洗面所・トイレ・テレビ完備)。
- ⑥ 行事費 (その都度実費をいただきます)
外食等に参加した場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 私物の洗濯代 /1回 350円
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

C 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

① 通所リハビリテーションの自己負担額

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

- *通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっている場合は、上記通所リハビリテーション費に40円加算されます。
- *リハビリテーションマネジメント加算、上記通所リハビリテーション費に1月につき、同意日から6か月以内の期間に560円加算、同意日から6か月超の期間に240円加算されます。
- *リハビリテーション提供体制加算、上記通所リハビリテーション費に1日につき28円加算されます。
- *短期集中リハビリテーション実施加算、通所リハビリテーション計画上、個別リハビリテーションを集中的に行った場合は、退院（所）日又は認定日から3ヶ月以内の期間に110円加算されます。
- *若年性認知症利用者受入加算、若年性認知症の診断のある方について1日につき60円加算されます。
- *科学的介護推進体制加算として、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合に1月につき40円加算されます。
- *栄養アセスメント加算として、1月につき50円加算されます。
- *サービス提供体制強化加算、上記通所リハビリテーション費に1日につき22円加算されます。
- *介護職員等処遇改善加算、上記介護保険1割負担額に所定単位数に8.6%加算されます。
- *7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの後に引き続き利用された場合、8時間以上9時間未満のご利用は50円が加算され、9時間以上10時間未満のご利用の場合は100円が加算されます。
- *ご希望により1時間以上2時間未満で利用することも可能ですので、必要に応じ担当者にご相談下さい。
- *施設での送迎を行わない場合は、片道につき-47円減算されます。
- *計画的な医学管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に、重度療養管理加算として、1日につき、100円加算されます。

② 介護予防通所リハビリテーションの自己負担額

(要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。)

- ・要支援1 2, 268円
- ・要支援2 4, 228円

- *若年性認知症利用者受入加算、若年性認知症の診断のある方について1月につき240円加算されます。
- *利用開始月から起算して12か月超えると、1月につき要支援1で-120円、要支援2で-240円減算されます。
- *科学的介護推進体制加算として、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合に1月につき40円加算されます。
- *サービス提供体制強化加算、上記通所リハビリテーション費に1月につき要支援1が88円、要支援2が176円加算されます。
- *介護職員等処遇改善加算、上記介護保険1割負担額に所定単位数に8.6%加算されます。

2 利用料

- ① 食費 595円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
又、おやつ代を含みます。
(おやつのみお取り頂いた際には、おやつ代 50円頂きます。)
- ② 日常生活品費／1日 150円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご
利用いただき、お支払いいただきます。
- ② 理美容代 (第1水曜日・第2または3月曜日・第4木曜日) 1,500円
(400円で顔剃りも出来ます)
理美容をご利用の場合には、前日までにお申込みと料金のお支払いをしていただきます。
- ④ おむつ代
リハビリパンツ・パンツタイプ 140円
尿取りタイプ 54円
利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いた
だく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 送迎費
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居
住する方が送迎を依頼した場合に距離相応の費用をお支払いいただきます。
- ⑥ 夕食費 530円
通所リハビリテーション終了後に利用者が長時間滞在し夕食をとられた際にいただきます。

時間外料金、おむつ費は税込みの料金です。

国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円超120万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が120万円超の方
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費（入所）	食費（ショートステイ）	利用する療養室のタイプ		
			ユニット型個室	ユニット型準個室	多床室
				従来型個室	
利用者負担第1段階	300	300	880	550	0
利用者負担第2段階	390	600		550	430
利用者負担第3段階①	650	1,000	1,370	1,370	
利用者負担第3段階②	1,360	1,300			

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設 ノア
管理者 須貝 六實 殿

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

電話番号

氏 名

印

介護老人保健施設のサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設ノアの利用者負担説明書に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 介護老人保健施設ノアの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設ノアに対し一切迷惑をかけません。

以上

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設 ノア
管理者 須貝 六實 殿

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

電話番号

氏 名

印

< 連帯保証人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()

介護老人保健施設のサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設ノアの利用者負担説明書に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

1. 介護老人保健施設ノアの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設ノアに対し一切迷惑をかけません。

以上